

平成30年度 第9回 新道区地域協議会 次 第

日時：平成31年2月1日（金）午後6時30分から
会場：新道地区公民館 多目的ホール

延 80分間

1 開 会

【5分】

2 議 題

（1）平成31年度地域活動支援事業について

① 採択方針等の見直し **【60分】**

② 事前説明会実施計画案の検討・確定 **【10分】**

3 その他

（1）次回開催日の確認 **【5分】**

4 閉 会

新道区の
アイコトバ

- ◎ 発言は、簡潔に話そう！
- ◎ 発言しやすい雰囲気をつくろう！
- ◎ 個人の意見を平等に扱おう！

平成 31 年度の地域活動支援事業の採択方針等の見直しについて（新道区）

資料No. 1

1. 基本的事項

項目	平成 30 年度の状況	平成 31 年度の方針（審議結果を☑）
採 択 方 針	<p>新道区では、自主的審議事項等の協議を通じ、まちの活性化を図ることが当面取り組むべき地域課題として捉えているが、これまで募集してきた新たなまちづくりへの取組や継続・拡充事業も大切であると考えている。</p> <p>そこで、地域住民が自主的・主体的に取り組む事業のうち、地域のふれあい交流やにぎわい創出、世代を超えた人と人との交流などのまちの活性化に結び付く事業をはじめとする、地域の活力向上に役立つ次の事業を優先して採択する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者・子育て支援事業（例）高齢者世帯の見守り、世代間交流 ・交通安全・防災・防犯事業（例）安全安心マップの作成・配布、防災訓練、防犯パトロール ・生活環境保全事業（例）地域のクリーン活動、花壇の整備 ・健康づくり事業（例）健康体操、健康ウォーク、ロードレース、運動会 ・教育・文化・スポーツ・観光事業（例）祭の伝承、スポーツ活動 <p>※優先して採択する事業以外の事業については、制度の趣旨や全体のバランスなどを考慮して採択する。</p>	<input type="checkbox"/> 平成 30 年度と同様 ・ <input type="checkbox"/> 見直す（下記のとおり）
補 助 率	10/10 以内（審査・採択の過程で減額等の対応は可能）	<input type="checkbox"/> 平成 30 年度と同様 ・ <input type="checkbox"/> 見直す（下記のとおり）
補助金の限度額 （上限・下限）	上限：なし（新道区の採択可能額が上限となる） 下限：5 万円（5 万円未満の事業は対象外）	<input type="checkbox"/> 平成 30 年度と同様 ・ <input type="checkbox"/> 見直す（下記のとおり）
ヒアリング （疑問点の解消方法）	提案事業に関する疑問点の洗い出しを行った後、全ての事業のヒアリングを実施する。	<input type="checkbox"/> 平成 30 年度と同様 ・ <input type="checkbox"/> 見直す（下記のとおり）
共通審査基準の 項目と配点	公益性：5 点、必要性：5 点、実現性：5 点、参加性：5 点、発展性：5 点（25 点満点、傾斜配点なし）	<input type="checkbox"/> 平成 30 年度と同様 ・ <input type="checkbox"/> 見直す（下記のとおり）

2. 申し合わせ事項

項目	内容	備考	平成 31 年度の方針（審議結果を☑）
町内会館の修繕事業	町内会館の修繕事業は「補助対象外」	(H23 年度～)	<input type="checkbox"/> 平成 30 年度と同様 ・ <input type="checkbox"/> 見直す（下記のとおり）
LED 街灯（防犯灯）設置事業	“新設” の場合のみ「審査対象」 既設街灯の LED 化は補助対象外（H27 年度～）		<input type="checkbox"/> 平成 30 年度と同様 ・ <input type="checkbox"/> 見直す（下記のとおり）
ユニフォーム等	審査採択時に提案内容を吟味することとし、募集手引き等に提案の制約などは記載しない。		<input type="checkbox"/> 平成 30 年度と同様 ・ <input type="checkbox"/> 見直す（下記のとおり）

3. 審査から採択決定に至るまでの流れ

○審査の流れ

平成 30 年度の状況	ポイント	平成 31 年度の方針 (審議結果を☑)
<p>★<u>下線部</u>は委員が行う作業</p> <p>① 提案の取りまとめ ② 各委員へ事業提案書等を送付 ③ <u>各委員が事業内容を確認</u> ④ <u>提案書に基づき、質問事項について検討 (協議会開催)</u> ⑤ <u>ヒアリングで疑問点等を解消 (協議会開催)</u> ⑥ <u>各委員が審査 (基本審査・採択方針適合性の判定、共通審査基準に基づく採点) ⇒事務局へ報告</u> ⑦ 結果集計 ⑧ <u>採択事業の決定 (協議会開催)</u></p>	採択決定に至るまで、3~4回の会議開催が必要	<input type="checkbox"/> 平成 30 年度と同様 ・ <input type="checkbox"/> 見直す (下記のとおり)

○審査方法

平成 30 年度の状況			平成 31 年度の方針 (審議結果を☑)
項目	内容	今年度の方針	
基本審査判定 (○または×)	地域活動支援事業の目的に適合しない事業とする基準 (=不採択の基準)	審査する委員の 2/3 以上が本事業の趣旨に適合しないと判断する事業は、不採択 ※2/3 以上=10 名以上 ※委員が適合しないと評価した場合、当該委員による「採択方針の適合性判定」・「共通審査基準」5 項目の採点は不要	<input type="checkbox"/> 平成 30 年度と同様 ・ <input type="checkbox"/> 見直す (下記のとおり)
採択方針の適合性判定 (○または×)	「評価の低い事業」とする基準	委員の 3/4 以上が採択方針に適合しないと判断する事業 ※3/4=11 名以上 (採択方針に不適合と判定した場合も、「共通審査基準」5 項目の採点は行う)	<input type="checkbox"/> 平成 30 年度と同様 ・ <input type="checkbox"/> 見直す (下記のとおり)
共通審査基準に基づく採点 (5 点~1 点)	※補助金を交付するため、一定の基準を設ける	「共通審査基準」5 項目のうち、1 つでも平均点が 2 点未満の事業	<input type="checkbox"/> 平成 30 年度と同様 ・ <input type="checkbox"/> 見直す (下記のとおり)
採択事業の決定等	順位付けの方法	「基本審査」、「採択方針」に適合との評価が多く、かつ「共通審査基準」の得点が高い順により行う	<input type="checkbox"/> 平成 30 年度と同様 ・ <input type="checkbox"/> 見直す (下記のとおり)
	「評価の低い事業」の取扱い	事務局で順位付けを行わず、協議会で採否を協議する。ただし、第 1 次順位の下位に順位付け	<input type="checkbox"/> 平成 30 年度と同様 ・ <input type="checkbox"/> 見直す (下記のとおり)
その他	委員が事業提案者の場合の当該事業の審査	当該事業の審査から除外 (提案団体の構成委員である場合は審査・採択を行う)	<input type="checkbox"/> 平成 30 年度と同様 ・ <input type="checkbox"/> 見直す (下記のとおり)

4. 募集期間

平成 30 年度の状況	ポイント	平成 31 年度の方針
平成 30 年 4 月 2 日 (月) から 4 月 23 日 (月) まで (約 3 週間) —参考— 25 年度:4/1~4/15、26 年度:4/1~4/15、27 年度:4/1~4/21 28 年度:4/1~4/28、4/3~4/28	採択決定に至るまで、3~4回の会議開催が必要	平成 31 年 4 月 〇日 (〇) ~ 〇月 〇日 (〇) まで

5. その他（確認事項）

検証結果により、市から提案が示されたもの		【参考】新道区の市への回答内容	平成 31 年度の方針	
H30.11.20 第 7 回地域協議会 「資料 1(別添)」の【案】にかかる事項を参照		H30. 7. 25 第 4 回地域協議会 「様式 2」を参照	正副会長案とその理由	検討結果 (協議会にて決定した方針に☑を入れる)
①事業主体の構成員に補助事業の成果が限定される事業を補助対象とするか。 (野球チーム、趣味の会 等)	—		補助対象とする。(これまでどおり) →コーラスなどの会員制サークルの継続的な活動の制限に繋がるため	<input type="checkbox"/> 正副会長案のとおり <input type="checkbox"/> 次のとおり見直す ()
②自らの直接的な活動によらずに貢献を図ろうとする事業を補助対象とするか。 (コピー機・楽器の購入 等)	➢ 全市で統一した運用が必要		補助対象とする。(これまでどおり) →地域の活動拠点である地区公民館で活動する事業に必要な備品を制限することは、活動の幅を狭めることに繋がるため	<input type="checkbox"/> 正副会長案のとおり <input type="checkbox"/> 次のとおり見直す ()
③同事業を連続して提案採択する場合の補助率の見直しを行うか。 (行う場合は、その制度(ルール)設計を含む)	➢ 当事業は団体の自立が目的であるため、 <u>全市の制度として補助期間の設定が必要</u> ➢ ただし、期間や率は各 <u>区</u> で検討すべき		見直さない。(これまでどおり) →補助率の設定や補助期間について、 <u>妥当な根拠が見当たらないため</u>	<input type="checkbox"/> 正副会長案のとおり <input type="checkbox"/> 次のとおり見直す ()
④ソフト事業を中心とすべく、 <u>備品購入費等の特定科目の上限割合を設定する</u> か。 (行う場合は、その制度(ルール)設計を含む)	➢ <u>全市で統一した運用が必要</u>		設定しない。(これまでどおり) →割合だけで判断することは、備品の割合を落とすために <u>不要な事業費の計上に繋がりがかねないため</u>	<input type="checkbox"/> 正副会長案のとおり <input type="checkbox"/> 次のとおり見直す ()
⑤ <u>追加募集を廃止する</u> か。	➢ <u>基本は行わない。</u> ➢ 配分額の執行率が一定を下回った場合は1回のみ追加募集できることを <u>全市の制度とし</u> 、その率などは各 <u>区</u> で検討すべき。		協議会にて審議	()

新道区地域協議会
地域活動支援事業 事前説明会 実施計画 (案)

1 目的

新年度の地域活動支援事業の募集に向けて制度・提案要領等の説明を行い、より多くの提案を促す。

2 開催日及び会場 ※次第「3 その他」にて別途調整

- ・日時：3月 日 () 午後7時から (地域協議会閉会后、約30分)
- ・会場：新道地区公民館 多目的ホール

3 参加対象

- ・新道区内に在住する市民
- ・ 〃 の各種団体 (これまでの地域活動支援事業提案団体等)

4 広報周知

- ・地域協議会だよりの全戸配布 (2/15号の広報上越と一緒に配布)
- ・各団体代表者に開催通知を送付
- ・地域協議会委員からの声かけ

5 出席者

- ・新道区地域協議会委員 14名 ほか事務局

6 内容

(進行：事務局)

【延べ30分】

(1) 開会の挨拶

3分

- ・秋山会長 挨拶

(3)

(2) 平成31年度地域活動支援事業の概要説明

25分

- ・事務局から説明
- ・質疑応答

(15)

(10)

(3) 閉会の挨拶

2分

- ・浦野副会長 挨拶

(2)

◎ 閉会后に参加者からの個別相談 (事務局対応)

- ➡ 委員は解散

事務事業評価の実施について

1 目的

総合計画の施策評価と事務事業評価を組み合わせ、限られた経営資源の範囲内で、政策的視点から施策の重点化を明確にするとともに、行革的視点から事業の必要性・有効性・効率性を評価することにより、施策の実現に資する重要な事業を着実に推進しつつ、事業量と業務量の削減を図るもの。なお、現時点では行政の自己評価にとどまることから、評価結果を見直し案と位置付け、今後、関係者等への説明や協議を十分に行いながら進めるものとする。

- (1) 財政規模の縮小への備え … 歳入に見合った歳出規模と業務量への見直し
- (2) 経営資源の最適配分 … 施策評価に基づく施策・事業の重点化
- (3) 最小経費・最大効果の事業執行 … 目的・目標の再確認。事業執行の更なる効率化

2 対象事業

- (1) 平成 31 年度から平成 34 年度までに実施を予定する一般会計及び特別会計（公営企業会計を除く。）の事務事業
ただし、施設の廃止・見直し等については、平成 32 年度末までに個別施設計画を策定するため、対象外とする。
- (2) 予算に計上はないが、一定以上の業務量を要する事務事業

3 評価の手順

(1) 施策評価

総合計画前期基本計画に基づく 42 の基本施策を構成する 106 の「施策の柱」ごとに、進捗や課題を考察し、今後 4 年間の取組の方向性を明確化した上で、政策的な事務事業の評価に反映

(2) 事務事業評価

評価段階	評価者
一次評価	事業所管課が評価項目（必要性・有効性・効率性）に基づき評価し、事業の方向性を判断
事務局ヒアリング	事務局（行政改革推進課・人事課・企画政策課・財政課）が一次評価に対し事業所管課へヒアリング
二次評価	副市長・教育長・政策監が、一次評価及び事務局ヒアリングによる事業の方向性に対し政策的視点で評価
最終評価	市長が二次評価に対し政策的視点で評価

4 一次評価の評価項目

評価項目	評価内容
必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・市民ニーズ（市民の声や要望、対象者数の推移等を検証） ・行政関与の必要性（市が実施すべき事業か、民間や国県による代替の可否を検証）
有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・目標の達成状況、進捗状況、主な成果（平成 27 年度～平成 29 年度）を検証 ・政策間の連携による複数分野での相乗効果を検証
効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣自治体や類似団体との比較による事業規模・サービス水準を検証 ・民間活力等の活用による事業実施の可否（事業の実施方法を検証） ・事務の効率化・簡素化（経費削減や事業の整理・統合などの可否を検証） ・適正な受益者負担（事業費やサービス水準とのバランス、自主財源の確保を検証）

5 評価結果の区分（事業の方向性）

平成 34 年度までの事業の方向性について、次の区分により評価を行う。

評価区分	内容
廃止	・ 廃止とする事業
一部廃止	・ 事業規模、事業費、対象者等を縮小する事業
見直し	・ 事業の成果・効果を高めるために内容を見直す事業 ・ 事業の実施主体やサービス提供方法、受益者負担を見直す事業 ・ 今後の方向性について、制度や計画等を含めて検討する事業
拡充	・ 事業規模、事業費、対象者等を拡充する事業
完了	・ 完了済み又は完了予定の事業
現状維持	・ そのまま継続して実施する事業

【見直し例】

- ・ 経費が増大する既存事業の見直し
- ・ 事業効果の低い事業の見直し
- ・ 施設の管理運営手法の見直し
- ・ 貸付料の見直し
- ・ 各種手数料、使用料、利用者負担金等の適正化
- ・ 補助金に関する基本方針に基づく、補助金・交付金の見直し
- ・ 子育て、教育関連事業の拡充

6 評価結果の取扱い

(1) 評価結果の公表

- ・ 評価結果に基づく見直し案を、平成 31 年 2 月下旬に市ホームページ等で公表

(2) 評価結果の反映

- ・ 評価結果と連動した「財政計画」及び「定員適正化計画」の策定
- ・ 評価結果に基づく取組を反映した予算編成の実施（平成 31 年度予算編成作業及び関係者協議を実施中）

(3) 関係者との協議

- ・ 事務事業評価は、平成 35 年度以降の財政収支の均衡を目指すための行政の自己評価であり、評価結果を見直し案と位置付け、関係者等への説明や協議を十分に行いながら進める。